

一宮市告示第267号

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月27日

一宮市長 中 野 正 康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり（「返却」欄に日付の記載のあるものを除く。）

なお、同台帳において、「A」、「B」、「C」及び「D」は、別紙図面の「A」、「B」、「C」及び「D」の地区とする。

2 撤去した日時

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり

時間：午前10時00分から午後4時00分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して6月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市栄4丁目6番11号

一宮駅自転車等一時保管所

（電話：0586－71－7100）

5 返還のための手続を受け付ける時間

午後1時から午後7時まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 5 月 20 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 5 月 21 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 / 年 8 月 22 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタンド	荷台		
A	1	8:15			58	✓		CFS2302021	紺	両足	有		
		13:30	11才外セーター										
A	Z	8:15			13	▽	74174	B3J71299	沖茶	両足	有		
		13:30	11才外セーター										
A	3	8:15			55	✓		SK1606027	黒	片足	無		
		13:35	サングラス										
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

放置禁止区域自轉車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 5 月 23 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタンド	荷台		
A	1	8:05			山口		消えている	CIB5276903R	水色	無	無	ハンドルに ワイヤー有	5/25
		14:00	本町うなぎ"寿司友"										
A	2	8:10			23	ワ	14009	ZX21370983	赤	片	無		
		14:05	オトナノマンマ										
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 5 月 24 日

[illegible]

放置禁止区域自轉車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 5 月 25 日

[illegible]

